

社協会員(会費)にご協力をお願いいたします。  
社会福祉法人長泉町社会福祉協議会会員加入(会費納入)のお願い

### 会員募集と会費納入お願いの趣旨

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、そこにお住まいの皆さま、法人・団体の皆さまのご参加・ご協力をいただき、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の福祉団体(社会福祉法人)です。

「住み慣れた地域で、家族や友人と暮らしたい」これは多くの人が願うところです。こうした願いをかなえるためには、公的な福祉サービスが充実していることと併せて、地域の支え合い活動が必要です。

「誰もが安心してらせる長泉町」を実現するために社会福祉に理解と関心をもって社協活動を支えてくださる会員を募集しています。

長泉町にお住まいの皆さま及び法人・団体等の皆さまには、社協の地域福祉活動にご賛同いただき、ぜひ会員になっていただきますとともに、社協活動へのご参加、そして住民同士の支え合い活動をますます発展・活性化していくための会費納入に、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 会員の種類と会費区分について

会員加入は、区長連絡協議会、各区・各班を通じて各世帯にお願いをさせていただいております。なお、会員加入は任意です。

会員の種類	会員になる方	会費(年額)	納め方
一般会員	長泉町に住所を有する世帯主さま	年会費300円	自治会にて取りまとめをお願いしています。
特別会員	ア:公私社会福祉関係団体並びに福祉事業施設の代表者 イ:その他社会福祉に協力する法人又は個人	年会費 1,000 円	社協事務局窓口又は自治会にて取りまとめをお願いしています。

### 社協と会費Q&A

Q 社協と会員(会費)について教えてほしい。

A 地域の皆さまが、生活課題に気づき、解決に向けて活動していく地域福祉活動を推進していくのが社会福祉協議会の役割です。個人では取り組むことが難しいことでも、事務局機能として社会福祉協議会があることで、様々な人が集まって話し合うことで活動ができます。

社会福祉協議会の会費は、地域福祉活動を推進するための資金です。

地域福祉活動の推進に活用できる資金として、地域の支え合い・助け合い活動にご賛同いただける方で成り立っています。

社協会費は任意ですが、一人でも多くの方に地域の支え合い・助け合い活動にご協力していただきたいと考えております。

**Q** どのようなことに会費を活用しているのか教えてほしい。

**A** 地域福祉課題として、「高齢者の見守り」「転入者が多く子育てが孤独になりがち」「災害時の支援」「一人暮らし高齢者の増加」などがあり、社会福祉協議会では、そのような課題に対し、以下のような活動に取り組んでいます。

○ 区を単位とした地域福祉活動に対する支援

…社会的な孤立を防ぐことや見守りなどを目的に、子育てサロンや高齢者サロンなど地域福祉活動に取り組む区に対し活動費の一部助成や、人材育成を目的とした研修会を開催しています。

○ ボランティア活動への支援

…ボランティア活動者の支援や、連絡調整を行っています。また、「災害ボランティアコーディネーター養成講座」等の講師や講座運営にボランティア活動者の協力を得て、ともに地域の人材育成を行っています。

○ 児童・生徒に対する支援

…新入学児童に対し黄色い帽子を贈呈することで、地域での子どもの見守り支援に繋がっています。また、福祉に関心を持ち、将来の福祉の担い手やボランティア活動に繋がるよう、福祉教育支援を行っています。

○ 福祉総合相談の実施

…福祉に関する悩みごとや心配ごと等の相談に応じ、必要に応じて他機関との連携を図るなどして、総合的な相談活動を行っています。

○ 権利擁護に関する事業の実施

…判断能力が不十分で日常生活に支援を要する人が、地域で自立した生活が送れるよう、各種福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行っています。

…社会福祉協議会が成年後見人となる法人後見の受任や、市民後見人養成講座を開催することで、判断能力が低下しても必要な支援を受けながら地域での生活を継続できるよう支援を行っています。

**Q** 福祉は行政が行なっているのではないかと？

**A** 福祉には、法律に基づいた制度だけでなく、ご近所の方など、地域の皆さまが参加したり関わったりする地域福祉活動があります。

税金で行われる法律に基づく制度の福祉と、地域福祉活動の両輪があることで、安心して自分らしく生活できる福祉のまちづくりができると考えております。

**Q** 社協の財源はどうなっているのか？

**A** 皆さまからの会費や介護保険事業収入のほか、様々な補助金などで成り立っています。

社協の様々な事業運営には財源が必要です。主な財源は以下のとおりです。

(1) 社会福祉協議会会員からの会費

本会が実施している福祉事業の活動費として活用されています。

(2) 寄付金

地域の皆さまや企業等から寄せられる善意の寄付金は、寄付者の趣旨に添うよう本会が実施している福祉事業の活動費として活用されています。

(3) 県補助金

県の指定を受けた事業には県から補助金が交付されています。

(4) 町補助金

本会は、長泉町と協同して社会福祉事業を実施しており、社会福祉法人の助成に関する条例等に基づき、運営費等の補助金が交付されています。

(5) 共同募金助成金

皆さまから寄せられた募金は、静岡県共同募金会へ送られ、翌年の配分計画に基づいて、社会福祉協議会の地域福祉事業や福祉施設等に配分されています。

(6) 介護保険収入

要介護・要支援と認定された人に対する居宅介護支援事業(ケアプラン作成)・指定通所介護事業(デイサービス)・指定訪問介護事業(ホームヘルパー派遣)等のサービスを提供して受ける利用料収入で、各事業にかかる事業費・人件費等のすべてをまかっています。

(7) 障害福祉サービス収入

身体障害や知的障害のある方に対して施設サービス、ホームヘルプ、移動支援サービスを提供して受ける利用料収入です。福祉サービスを利用する方が施設やホームヘルプサービス事業者を自ら選択し、サービスを利用します。

(8) その他